

## 市独自の新型コロナウイルス感染症対策事業(第5弾)

市は新型コロナウイルス感染症対策事業として新たに第5弾(総額約3億円)の対策事業を行います。今回は、その対策事業の主な取り組みを紹介します。

### 暮らしの支援

#### ●中小企業者等事業継続支援金事業(延長)

コロナ禍の長期化に伴い、大阪府制度融資等の期限延長が行われていることから、本市の中小企業者等事業継続支援についても期間の延長を図り、事業者を支援します(申請締切:令和3年7/30(金)必着)。

☎ 地域振興課 ☎ 892-0121

#### ●商業活性化推進事業

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策により、売上が減少している市内飲食店等の消費喚起に取り組む商業団体を支援します。

☎ 地域振興課・都市計画課 ☎ 892-0121

### 感染拡大の防止

#### ●公共施設などの感染拡大防止

感染拡大を防止するため、公共施設のトイレに非接触型の自動手洗い水栓や体温測定カメラの設置を行います。また、市内の民間認定こども園などに感染拡大防止のために整備する物品の購入費用を補助します。

対象施設 市役所、ゆうゆうセンター、認定こども園、小中学校、放課後児童会、青年の家、いきいきランド交野、星の里いわふね、倉治図書館 など

#### ●自治振興補助金(集会所等利用環境強化事業)

各地区で管理している集会所に対し一定の基準で空気清浄機を配備し、感染拡大防止のための環境整備費用を補助します。

☎ 地域振興課 ☎ 892-0121

### 新しい生活様式への対応

#### ●オンライン子育て広場等環境整備事業

オンラインで子育てに関する情報交換や相談ができる環境を整備します。

☎ 子育て支援課 ☎ 893-6406

#### ●「新しい生活様式」に対応した高齢者ICT活用支援事業

「新しい生活様式」の定着により、情報収集手段として、ICTの活用が広がっていることから、高齢者にスマートフォン等を活用した情報収集ができるよう支援します。

☎ 高齢介護課 ☎ 893-6400

## 消費者相談 | 高齢者サポートサービスの契約の注意点は？

**Q** 高齢の一人暮らしで、入院や施設入居の手配、死後の整理が気がかりです。民間の高齢者サポートサービスを契約する際の注意点は？

**A** 高齢者サポートサービスとして身元保証や、日常生活支援、死後事務等を有料で提供する事業があります。ただし提供されるサービス内容や価格が事業者によってかなり違います。サービスとして何を望むのか、事業者が継続的にサポートできるのか、具体的に要望を整理し慎重に検討することが重要です。

**助言** 高齢社会で必要とされるサービスですが、指導監督の行政機関が明らかではなく、過去には事業者が破たんした例もあります。すぐに契約せず、その内容やサービスについて当センターや地域包括支援センターへご相談ください。

ゆうゆうセンター 1F 人権と暮らしの相談課 消費生活センター ☎ 891-5003

## 新型コロナウイルスのまん延防止等重点措置

5/5(木)まで、府全域が特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置を実施すべき区域」となっています。下記の点について、市民のみなさんのご協力をお願いします。

- ▶ 4人以下でのマスク会食の徹底
  - ▶ 少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること
  - ▶ 営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと
  - ▶ 歓送迎会、宴会を伴う花見は控えること
  - ▶ 府内・府外とも不要不急の外出・移動は自粛すること
- ※ 4月16日現在の情報です。感染拡大状況により、変更になる可能性があります。

## 後期高齢者医療保険料等のお知らせ

☎ 下記問い合わせ先

### 令和3年度の保険料算定料率が決定しました

保険料算定料率は令和2年度と同じです。なお、基礎控除額については、税制改正に伴い変更となりました。

【保険料の算定式】

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{年間保険料} \\ \text{(限度額 64万円)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \text{被保険者1人当たり} \\ \text{54,111円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \text{賦課のもととなる所得金額(※)} \\ \text{×所得割率 10.52\%} \\ \hline \end{array}$$

(※) 前年の総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得金額(分離課税として申告された株式の譲渡所得や配当所得・土地等の譲渡所得など)の合計額から基礎控除を控除した額です(雑損失の繰越控除分は控除しません)。

### 保険料の軽減

世帯の所得水準に応じて、被保険者均等割額が軽減されます。

所得の判定区分	均等割の軽減割合	令和2年度の軽減後保険料額(年額)
同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等が【基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等の数 <sup>(注)</sup> -1)】を超えないとき	7割	16,233円
同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等が、【基礎控除額(43万円)+28万5千円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数 <sup>(注)</sup> -1)】を超えないとき	5割	27,055円
同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等が、【基礎控除額(43万円)+52万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数 <sup>(注)</sup> -1)】を超えないとき	2割	43,288円

(注)「給与所得者等」に該当する条件

- ・給与等の収入金額が55万円を超える場合
- ・65歳未満かつ公的年金等収入金額が60万円を超える場合
- ・65歳以上かつ公的年金等収入金額が125万円を超える場合

※ 軽減判定するときの総所得金額等には、専従者控除、譲渡所得の特別控除に係る部分の税法上の規定は適用されません。

※ 世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得が軽減判定の対象となります。

### 保険料通知・納入通知書(一体型通知書)の送付時期

7月中旬に送付する予定です。7月以降に被保険者となった人には、8月以降に順次通知書を送付します。

### 制度に関する問い合わせ

大阪府後期高齢者医療広域連合事務局

▷ 保険料、被保険者資格、被保険者証など = 資格管理課 ☎ 06-4790-2028

▷ 医療保険課 ☎ 892-0121